

議案第 6 2 号

決議無効・取消確認請求事件に係る訴訟上の和解について

平成 2 8 年（ワ）第 1 3 1 6 号決議無効・取消確認請求事件及び平成 2 8 年（ワ）第 2 0 8 6 号決議無効・取消確認請求事件について、訴訟上の和解を成立させる必要が生じたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 8 月 2 8 日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 和解の相手方

住 所 兵庫県三田市武庫が丘七丁目 ●●●●●●●●●●
氏 名 武庫が丘高層住宅自治会
代表者 会長 ● ● ● ●

2 和解の内容

- (1) 原告及び被告らは、平成 2 9 年 2 月 1 2 日開催の被告武庫が丘連合自治会の臨時総会において、別紙 1 記載の各議案が有効に決議されたことを相互に確認する。
- (2) 原告及び被告らは、平成 2 9 年 4 月 9 日開催の被告武庫が丘連合自治会の定期総会において、別紙 2 記載の各議案が有効に決議されたことを相互に確認する。
- (3) 原告及び被告らは、平成 2 8 年 4 月 1 0 日開催の被告武庫が丘連合自治会の定期総会及び平成 2 8 年 8 月 1 4 日開催の被告武庫が丘連合自治会の臨時総会が無効であることを相互に確認する。
- (4) 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、平成 2 8 年及び平成 2 9 年開

催の被告武庫が丘連合自治会定期及び臨時総会に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

別紙 1

- 1 平成 27 年度会計書類承認の件
- 2 被告会則第 7 条第 2 項に関する解釈の件
- 3 平成 28 年度役員を選任の件
- 4 平成 28 年度事業計画承認の件
- 5 平成 28 年度予算承認の件

別紙 2

- 1 別紙 3 記載の会則改訂案への被告会則改訂の件
- 2 「コミセン無償譲渡に係る覚書」締結の追認の件
- 3 「土地使用貸借に関する契約書」締結の追認の件
- 4 平成 29 年度役員を選任の件
- 5 平成 29 年度事業計画承認の件
- 6 平成 29 年度予算承認の件

別紙 3

武庫小校区連合自治会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、武庫小校区連合自治会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、三田市武庫が丘 3 丁目 5 番地「武庫が丘コミュニティセンター」（以下「コミセン」言う。）内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、構成する単位自治会等（以下「自治会」という。）の自治活動などを尊重しながら、自治会相互の協力、協調のもとに地域のコミュニティ意識の高揚と連帯感を高め、もって明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 行政並びに各種団体との協力、連携及び交渉に関すること。
- (2) 自治会相互の連絡、調整及び親睦に関すること。
- (3) 地域及び自治会の共通事項に関すること。
- (4) コミセンの管理運営に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な資源回収事業、地域美化活動、防災訓練などの事業に関すること。

第 2 章 組織及び役員等

(構成)

第 5 条 本会は、別表 1 に定める自治会をもって組織する。

- 2 本会への入会及び退会は、会長に書面による届け出をし、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 本会への入会は、別表 2 に定める基準に基づき承認する。
- 4 本会が定める分担金支払い、議事への参加、事業への参加を行わない構成員は当該年度末をもって、構成員の資格を喪失する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 総務 2名
- (6) 監事 2名
- (7) 担当役員 必要人数

(役員を選出及び解任)

第7条 役員は当該年度の理事全員の中から、自薦・他薦により過半数の賛成を得て選出される。ただしこれによる選出が難しい場合は、当会の役員経験者から、理事の推薦により、理事の過半数の賛同を得て選出できる。尚、年度途中にあって、役員解任案が当該年度理事の三分の一以上から提出された場合、臨時総会で、その是非を決めることができる。

- 2 監事は、当該年度における自治会の理事の中から1名、前年度における本会の役員会の中から1名を、理事の推薦により選出される。ただし、他の執行役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 書記は本会の会議の記録に関する職務を担当する。
- 4 会計は本会の会計に関する職務を担当する。
- 5 総務は本会全体の業務の統合調整を担当する。
- 6 監事は本会の会計を監査し、総会で報告する。
- 7 担当役員は、以下の業務を担当する。
 - (1) 防災防犯 防災活動及び防犯活動等
 - (2) 環境美化 資源回収事業及びクリーンデイ活動等
 - (3) 広報 連合自治会だより発行等
 - (4) 健康福祉 体育振興活動及び福祉活動等
 - (5) 行事 各種行事主催者や担当者からの要請に応じ、行事活動に協力する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、3年を超えることはできない。

2 欠員が生じ補選された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第10条 本会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、会長が推薦し、理事会の承認を受けるものとする。

3 相談役任期は1年とし、再任を妨げない。

4 相談役は、会長の要請に応じ、会議に出席し、本会の健全な運営のために意見を述べることができる。

第3章 会議

(総会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関であり、当該年度及び前年度の役員・自治会会長・副会長（連合担当の副会長1名）（以下「構成員」と言う）をもって構成する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 定期総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき又は当該年度の構成員の3分の1以上から要求があったときは、その都度当該年度構成員による臨時総会を開催しなければならない。

4 総会の議長は、総会において出席した者の中から選出する。

5 総会は、総会構成員の2分の1以上の出席（委任状を含む）で成立する。

6 議事は出席者（議案別表決を示した委任状による出席者を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会の開催にあたっては、開催される10日以上前に議題を記入した開催通知を全員に配布する。

8 定期総会の開催日は、原則として、4月第3日曜日に行う。

9 単位自治会の信任状がある場合、総会構成員の配偶者及び成人の家族をその代理人として認める。

(総会の権限)

第12条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画に関すること
- (3) 分担金に関すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) 役員を選任及び解任に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の重要事項に関すること。

(議事録の公開)

第13条 会長は、本会の活動内容を広く周知するため、総会の議事要旨について、公開するものとする。

- (1) 議事録の保管義務期間を5年とする。
- (2) 議事録はコミセンに置いて閲覧可能にするが、閲覧は本会所属自治会員に限り、本会役員立ち合いの下、コミセン開館時間帯に限る。
- (3) コピー等の費用は閲覧者負担とする。

(理事会及び理事)

第14条 理事会は、当該年度の総会構成員から、前年度選出の監事を除いた人員で構成される。

理事とは理事会の構成員である。

- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とし、会長が招集する。
- 3 定例理事会は、原則月1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき又は構成役員2分の1以上から要求があったときは、その都度臨時理事会を開催しなければならない。
- 4 理事会の議長は、出席理事の中から選出する。
- 5 理事会は、構成役員2分の1以上の出席（委任状を含む）で成立する。
- 6 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会は、執行議決機関として、本会の重要課題及び重要事項を協議、調整及び執行する。
- 8 会長は、必要があると認めたときは、理事会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 9 理事会の代理出席規定は11条9に同じくする。

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、総務をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会は、本会の円滑な運営を推進するために、基本的事項を協議、調整し理事会に諮る。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、役員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 役員会は非公開とする。

(専門委員会の設置)

第16条 会長は、第4条に規定する事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて、本会に専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の運営や委員の選出その他必要な事項については、会長が理事会に諮って定める。
- 3 委員の人選に当たっては役員員の推薦で、当該年度の理事以外からも広く人材を求めることができる。
- 4 専門委員会は非公開とする。

第4章 事務局

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長1名及び事務職員若干名をもって構成する。
- 3 事務局長は、本会の事務を統括する。
- 4 事務局の管理運営は、会長が理事会に諮って別に定める。

第5章 会計等

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告)

第19条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

- (1) 会計報告及び帳簿の保管義務期間と閲覧に関する規定は13条に同じくする。

(経費)

第20条 本会の経費は、分担金その他の収入をもって充てる。

(分担金)

第21条 前条に定める分担金は、別表3のとおりとする。

第6章 コミュニティセンターの管理、運営

(コミュニティセンターの管理及び運営)

第22条 コミュニティセンターの管理及び運営については、会長が理事会に諮って別に定める。

第7章 補則

(委任)

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項については、会長が理事会に諮って定める。

(賛助会員)

第24条 本会は別表1に定める会員の他に賛助会員を定めることが出来る。

賛助会員とは、武庫小校区内にある店舗、事業所、非自治会住民組織等が、本会の目的に賛同して、活動を共にしたい旨、会長に申し出た場合、理事会に諮り、是非を決める。

賛助会員分担金は、別途定める。

賛助会員は理事会で、参考人として意見表明できるが議決権はない。

附 則

武庫が丘連合自治会則（平成18年4月11日施行）の全部を平成25年9月8日に改定する。

この会則は、平成25年9月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年3月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月9日から施行する。

別表1（第5条関係）

自治会名
武庫が丘2丁目自治会
武庫が丘4丁目自治会
県営武庫が丘グリーンハイツ自治会
セントラルヒルズ自治会
武庫が丘6丁目自治会
武庫が丘高層住宅自治会
ディア・コルモ武庫が丘コミュニティ部
武庫が丘8丁目自治会
ノアガーデン自治会
ルーラガーデン自治会

別表2（第5条関係）

承認基準（三田市区・自治会連合会会則（平成25年5月19日）第2条第2項に定める別表の承認基準を準用する。）
(1)一筆で囲まれている等、区域が住民にとって客観的に明らかなものとして、定められていること
(2)自治組織の結成について、対象区域住民の承認を得ていること
(3)自治組織からの選出が必要である各種団体等の人材が、確保されていること
(4)対象区域住民の承認を得た規約または会則が、完備されていること
(5)対象区域の元の自治組織との合意を得ていること
(6)対象区域が属する地区連合組織との合意を得ていること
備考
承認にあたっては、原則、上記第1号から第6号までの承認基準をすべて満たさなければならない。

別表3（第21条関係）

自治会名	分担金（年間）
武庫が丘2丁目自治会	各自治会員の世帯数×300円
武庫が丘4丁目自治会	
武庫が丘6丁目自治会	

武庫が丘8丁目自治会	各自治会員の世帯数×150円
ノアガーデン自治会	
ルーラガーデン自治会	
県営武庫が丘グリーンハイツ自治会	
セントラルヒルズ自治会	
武庫が丘高層住宅自治会	
ディア・コルモ武庫が丘コミュニティ部	

上記の金額は年々の状況に応じて変わる。

武庫が丘コミセン管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武庫小校区連合自治会会則（平成29年4月9日施行）第22条に規定する武庫が丘コミセンの管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 コミセンは、住民自治の精神に基づき、地域住民の文化、福祉及び厚生等の維持向上及び地震・災害等の備えを目的とし、親睦、交流及び防災の自治活動拠点として管理運営する。

(責任者)

第3条 コミセンの管理運営は、武庫小校区連合自治会長が総轄し、管理責任者に総務担当理事がこれを行う。

(使用基準)

第4条 コミセンの使用は、別に定める「武庫が丘コミセン使用規定」に基づくものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、コミセンの管理運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年9月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月9日から施行する。

武庫が丘コミセン管理運営委員会規則

武庫が丘コミセン管理運営委員会規則（平成27年4月12日施行）の全部を廃止する。

コミセン事務室の運営等に関する基準について

コミセン事務室の管理運営における必要な基準を定める。

事務室スタッフ	事務スタッフ、ボランティアスタッフ	
勤務条件	勤務時間	9：00～17：00
	休館日	68日（月曜日、5月3日～5日、8月13日～16日、12月28日～翌1月5日）
	開館日	297日（月曜以外の平日・土曜日、日曜日、祝日）
	実施日	平成28年9月11日
職務体制		事務室代表 1名（スタッフによる互選） 事務スタッフ 若干名（9:00～13:00） ボランティアスタッフ 若干名（13:00～17:00）
業務内容	事務室代表	事務室スタッフを代表し、毎月のスタッフミーティングを招集する。 スタッフの意見を集約し、コミセン担当総務と協議する。
	事務スタッフ	まち協事務、連合事務補佐、コミセン業務の補助等
	ボランティアスタッフ	コミセン業務（受付、清掃等）